

浦安市規則第67号

浦安市いけがき設置奨励事業補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、本市の一戸建ての住宅の敷地内において、いけがきの設置を行う者に対し、予算の範囲内において、浦安市いけがき設置奨励事業補助金を交付することにより、みどり豊かな住みよい環境づくりを促進することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める経費とする。

- (1) いけがきを新たに設置する場合 いけがきの設置に要する経費
- (2) いけがきの設置に際し、道路に接する既存のブロック塀、石塀等（いけがきを除く。以下同じ。）を撤去する必要がある場合 当該ブロック塀、石塀等の撤去に要する経費及びいけがきの設置に要する経費
- (3) 既存のいけがきが道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると市長が認める場合 当該いけがきの撤去に要する経費及びいけがきの設置に要する経費

(交付の条件等)

第4条 補助金は、補助対象者が、本市の区域内において、次に掲げる要件を備えるいけがきを設置する場合に交付する。

- (1) いけがきは、一戸建ての住宅を目的とした建物の用地の外周に設置し、延長1メートル以上であること。ただし、いけがきの外側にブロック塀、石塀等の囲いを設置した部分については、いけがきの延長に算入しない。
- (2) いけがき用樹木は、外部から観望できる部分の高さが90センチメートル以上であること。

- (3) いけがき用樹木の植栽本数は、延長1メートルにつき3本以上であること。ただし、葉張り45センチメートル以上の樹木にあつては、延長1メートルにつき2本以上とする。
- (4) いけがき用樹木の種類は、市長が適当と認めた樹種とする。
- (5) いけがき用樹木は、健全であること。

2 補助金の交付は、1住所地内について1回限りとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 補助金の交付を受けた者（以下「補助金交付済者」という。）が属する世帯以外の世帯の者が、当該補助金交付済者が補助金に係るいけがきを設置した住所地内に新たに居住し、かつ、当該いけがきを撤去して再度当該住所地内にいけがきを設置する場合（当該補助金交付済者が属する世帯と同居する場合を除く。）
- (2) 補助金交付済者が補助金に係るいけがきをやむを得ず撤去する必要があると市長が認める場合であつて、当該いけがきを撤去して再度当該住所地内にいけがきを設置する場合
(補助金の額)

第5条 いけがきの設置に要する経費に対する補助金の額は、いけがきの延長に1メートルにつき8,000円を乗じて得た額又はいけがきの設置に要した経費の額のいずれか低い方の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とし、160,000円を限度とする。

2 ブロック塀、石塀等の撤去に要する経費に対する補助金の額は、撤去したブロック塀、石塀等の延長に1メートルにつき10,000円を乗じて得た額又は撤去に要した経費の額のいずれか低い方の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とし、100,000円を限度とする。

3 いけがきの撤去に要する経費に対する補助金の額は、撤去したいけがきの延長に1メートルにつき4,000円を乗じて得た額又は撤去に要した経費の額のいずれか低い方の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とし、80,000円を限度とする。

(補助対象工事の承認)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、工事に着手する前に、当該工事が補助金の交付対象の工事（以下「補助対象工事」という。）である旨の市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により補助対象工事の承認を受けようとする者は、浦安市いけがき設置奨励事業補助金対象工事承認申請書（別記第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

(承認等の通知)

第7条 市長は、前条第2項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その結果を浦安市いけがき設置奨励事業補助金対象工事承認・不承認決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(内容の変更)

第8条 前条の規定により承認を通知された申請者（以下「被承認者」という。）は、当該承認を受けた内容を変更しようとするときは、速やかに浦安市いけがき設置奨励事業補助金対象工事内容変更承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、変更の内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、その結果を浦安市いけがき設置奨励事業補助金対象工事内容変更承認・不承認決定通知書（別記第4号様式）により被承認者に通知するものとする。

(交付の申請)

第9条 被承認者は、補助対象工事が完了したときは、浦安市いけがき設置奨励事業補助金交付申請書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費を支払ったことを証明する書類
- (2) 補助対象経費の内訳が記載された書類

(交付の決定等)

第10条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を浦安市いけがき設置奨励事業補助金交付・

不交付決定通知書（別記第6号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、浦安市いけがき設置奨励事業補助金交付請求書（別記第7号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（いけがきの管理）

第13条 いけがきの設置者又は管理者は、いけがき用樹木の健全な育成に努めなければならない。

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか、浦安市いけがき設置奨励事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に浦安市いけがき設置奨励事業補助金交付要綱を廃止する告示（令和6年告示第128号）の規定による廃止前の浦安市いけがき設置奨励事業補助金交付要綱（昭和53年告示第18号）に基づき補助金の交付を受けていけがきを設置した者に係る住所地については、施行日においてこの規則に基づく補助金の交付を受けていけがきを設置した者に係る住所地とみなす。

別 記

第 1 号様式（第 6 条第 2 項）

年 月 日

（宛先）浦安市長

（申請者）住 所

氏 名

電話番号

浦安市いけがき設置奨励事業補助金対象工事承認申請書

浦安市いけがき設置奨励事業補助金の補助対象工事の承認を受けたいので、浦安市いけがき設置奨励事業補助金交付規則第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

- | | | |
|---|---------------|-------|
| 1 | いけがきの設置の総延長 | m |
| 2 | ブロック塀等の撤去の総延長 | m |
| 3 | いけがきの撤去の総延長 | m |
| 4 | いけがきの樹木名 | |
| 5 | 着工予定日 | 年 月 日 |
| 6 | 完了予定日 | 年 月 日 |

(裏面)

7 いけがき設置場所略図 (設置場所)



第2号様式（第7条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市いけがき設置奨励事業補助金対象工事承認・不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浦安市いけがき設置奨励事業補助金の補助対象工事の承認申請について、浦安市いけがき設置奨励事業補助金交付規則第7条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

1 申請内容

- (1) 設置場所
- (2) いけがきの設置の総延長 m
- ブロック塀等の撤去の総延長 m
- いけがきの撤去の総延長 m
- (3) いけがきの樹木名

2 承認・不承認の決定

承認 ・ 不承認

(不承認の理由)

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第8条第1項）

年 月 日

（宛先）浦安市長

（申請者）住 所

氏 名

電話番号

浦安市いけがき設置奨励事業補助金対象工事内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で承認を受けた浦安市いけがき設置奨励事業の補助対象工事について次のとおり変更したいので、浦安市いけがき設置奨励事業補助金交付規則第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

	変更前	変更後
いけがきの設置の総延長	m	m
ブロック塀等の撤去の総延長	m	m
いけがきの撤去の総延長	m	m
いけがきの樹木名		

（注） 当初提出したいけがき設置場所略図が変更となる場合は裏面に記載すること。

(裏面)

いけがき設置場所略図 (設置場所)



第4号様式（第8条第2項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市いけがき設置奨励事業補助金対象工事内容変更承認・
不承認決定通知書

年 月 日付けで内容変更の申請があった浦安市いけがき設置奨励事業補助金の補助対象工事の変更承認申請について、浦安市いけがき設置奨励事業補助金交付規則第8条第2項の規定により次のとおり決定したので、通知します。

1 変更申請内容

- (1) 設置場所
- (2) 変更内容

2 承認・不承認の決定

承認 ・ 不承認

(不承認の理由)

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起

算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第9条）

年 月 日

（宛先）浦安市長

（申請者） 住 所
氏 名
電話番号

浦安市いけがき設置奨励事業補助金交付申請書

年 月 日付け 第 号により承認決定を受けた浦安市
いけがき設置奨励事業補助金の補助対象工事が完了し、補助金の交付を受け
たいので、浦安市いけがき設置奨励事業補助金交付規則第9条の規定によ
り、次のとおり申請します。

1 申請内容

- | | |
|-------------------|---|
| (1) いけがきの設置の総延長 | m |
| (2) ブロック塀等の撤去の総延長 | m |
| (3) いけがきの撤去の総延長 | m |
| (4) いけがきの樹木名 | |

2 着工日 年 月 日

3 完了日 年 月 日

4 交付申請額 円

5 添付書類

- (1) 補助対象経費を支払ったことを証明する書類
- (2) 補助対象経費の内訳が記載された書類

第6号様式（第10条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市いけがき設置奨励事業補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で交付の申請があった浦安市いけがき設置奨励事業補助金について、浦安市いけがき設置奨励事業補助金交付規則第10条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

1 交付・不交付の決定

交付 ・ 不交付

（不交付の理由）

2 決定内容

(1) 設置場所

(2) 交付決定額 円

（内訳） いけがきの設置の補助金 円

ブロック塀等の撤去の補助金 円

いけがきの撤去の補助金 円

教示

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起

算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式（第11条）

年 月 日

（宛先）浦安市長

（請求者） 住 所
氏 名
電話番号

浦安市いけがき設置奨励事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった浦安市いけがき設置奨励事業補助金を、浦安市いけがき設置奨励事業補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付決定額 円

2 交付請求額 円

3 振込先口座

金融機関名	支店名等	種類	口座番号
		普通 当座	
フリガナ			
口座名義			